



三重県公報

令和2年7月31日 (金)

第 128 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| (番号) | (題 名) | (担当) | (頁) |
|------------|---|------------------|-----|
| 告 示 | | | |
| 500 | 介護保険法の規定による指定介護療養型医療施設の指定辞退の届出 | (長寿介護課) | 2 |
| 501 | 身体障害者福祉法の規定による医師の指定 | (障がい福祉課) | 2 |
| 502 | 身体障害者福祉法施行令の規定による指定医師からの指定の辞退の届出 | (同) | 2 |
| 503 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定居宅介護事業者の指定の一部の効力の停止 | (同) | 3 |
| 504 | 農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出 | (農産物安全・流通課) | 3 |
| 505 | 同件 | (同) | 3 |
| 506 | 農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録の更新 | (同) | 4 |
| 507 | 同件 | (同) | 4 |
| 508 | 鳥獣保護員の受持区域の一部を改正する告示 | (獣害対策課) | 5 |
| 509 | 大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要 | (中小企業・サービス産業振興課) | 5 |
| 510 | 同件 | (同) | 6 |
| 公 告 | | | |
| | 指定管理者の募集 | (くらし・交通安全課) | 6 |
| | 三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更 | (水産資源管理課) | 7 |
| | 三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐる」についての変更 | (同) | 10 |
| | 第49回採石業務管理者試験の実施 | (防災砂防課) | 11 |
| | 令和2年度砂利採取業務主任者試験の実施 | (同) | 12 |
| | 都市計画の図書の写しの縦覧 | (都市政策課) | 12 |
| | 同件 | (同) | 12 |

告 示

三重県告示第 500 号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 113 条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設から指定辞退の届出がありました。

令和 2 年 7 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 介護保険事業所番号 | 施設の名称 | 施設の所在地 | 開設者名 | 指定辞退年月日 | サービスの種類 |
|------------|----------------|----------------------|---------|----------------|-----------|
| 2410205476 | みえロコモリウマチクリニック | 四日市市日永 1 丁目 7 番 19 号 | 医療法人未生会 | 令和 2 年 6 月 1 日 | 介護療養型医療施設 |

三重県告示第 501 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり医師を指定しました。

令和 2 年 7 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 医療機関の名称 | 所在地 | 医師氏名 | 担当する障害分野 |
|----------------------------------|---------------------|---------|---|
| 医療法人社団主体会 主体会病院 | 四日市市城北町 8 番 1 号 | 櫻井 正 人 | 肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 小腸機能障害 |
| 三重県厚生農業協同組合連合会 松阪中央総合病院 | 松阪市川井町字小望 102 | 塩地 弘 和 | 心臓機能障害 |
| 玉田クリニック | 鈴鹿市稲生 4 丁目 4878 番 2 | 玉田 香 介 | じん臓機能障害 |
| 三重県厚生農業協同組合連合会 鈴鹿中央総合病院 | 鈴鹿市安塚町山之花 1275-53 | 景山 拓 海 | ぼうこう・直腸機能障害 |
| 三重県厚生農業協同組合連合会 三重北医療センター いなべ総合病院 | いなべ市北勢町阿下喜 771 | 横田 誠 | 聴覚障害 平衡機能障害 音声言語機能障害 そしゃく機能障害 |
| 独立行政法人国立病院機構 三重中央医療センター | 津市久居明神町 2158 番地 5 | 長谷川 嘉 弘 | ぼうこう・直腸機能障害 |
| 三重県厚生農業協同組合連合会 三重北医療センター いなべ総合病院 | いなべ市北勢町阿下喜 771 | 駒 直 樹 | 肢体不自由 |
| 三重大学医学部附属病院 | 津市江戸橋 2 丁目 174 番地 | 西口 大 和 | 音声言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由 |
| 三重大学医学部附属病院 | 津市江戸橋 2 丁目 174 番地 | 平田 佳 寛 | 音声言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由 |
| 三重大学医学部附属病院 | 津市江戸橋 2 丁目 174 番地 | 中村 直 子 | 音声言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由 |
| 三重大学医学部附属病院 | 津市江戸橋 2 丁目 174 番地 | 志村 匡 信 | ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害 |

三重県告示第 502 号

身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり指定医師から指定の辞退がありました。

令和 2 年 7 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 医療機関の名称 | 所在地 | 医師氏名 |
|--------------|---------------------|---------|
| 伊賀市立上野総合市民病院 | 伊賀市四十九町 831 番地 | 児 玉 健 二 |
| ヨナハ総合病院 | 桑名市和泉 8 丁目 264 番地 3 | 西 田 毅 |
| 森田内科 | 松阪市岡本町 254 番地の 2 | 森 田 和 男 |
| 河北内科 | 伊勢市小木町 746-1 | 河 北 康 司 |
| 榑原温泉病院 | 津市榑原町 1033 番地の 4 | 明 田 昌 三 |

三重県告示第 503 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 50 条第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅介護事業者の指定の一部の効力（新規受入れ）を停止しました。

令和 2 年 7 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者名 | 効力の停止の内容 | 効力の停止期間 | サービスの種類 |
|------------|--------|---------------------------|----------------|-----------------|--------------------------------|---------|
| 2411300532 | ハートアーク | 三重県名張市桔梗が丘 3-1-1 睦ビル 2F-2 | 合同会社フォーライトワークス | 一部の効力（新規受入れ）の停止 | 令和 2 年 8 月 1 日から同年 10 月 31 日まで | 居宅介護 |

三重県告示第 504 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 2 年 7 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 登録年月日及び登録番号
平成 17 年 7 月 26 日 第 45 号
- 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

| 名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 |
|-------------|---------------|----------------|
| 三重キセキ販売株式会社 | 代表取締役社長 松田 英明 | 津市垂水字中境 499 番地 |

- 3 変更内容
(1) 農産物検査員の氏名変更

| 氏名 | 住所 | 農産物の種類 | 証明書番号 |
|--------|-------------------------|--------|------------|
| 高山 佳守周 | ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ | 玄米 | K242014565 |
| 吉田 善光 | ■■■■■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ | 玄米 | K242015567 |

- (2) 農産物検査員の住所変更

| 氏名 | 住所 | 農産物の種類 | 証明書番号 |
|--------|---------------------|--------|------------|
| 高山 佳守周 | ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ | 玄米 | K242014565 |

三重県告示第 505 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 2 年 7 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 登録年月日及び登録番号
平成 27 年 9 月 1 日 第 62 号
- 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

| 名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 |
|------------|------------|--------------|
| 農事組合法人三重農産 | 代表理事 鈴木 雄道 | 伊賀市高畑 835 番地 |

- 3 変更内容

代表者の変更

代表理事 鈴木 雄道

三重県告示第 506 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」といいます。）第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定により公示します。

令和 2 年 7 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成 17 年 7 月 26 日 第 45 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

| 名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 |
|-------------|---------------|----------------|
| 三重キセキ販売株式会社 | 代表取締役社長 松田 英明 | 津市垂水字中境 499 番地 |

3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（玄米）

4 登録の区分

品位等検査

5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

6 農産物検査を行う農産物検査員

| 氏名 | 住所 | 農産物検査を行う農産物の種類 | 証明書番号 |
|--------|------------|----------------|------------|
| 風岡 得城 | ██████████ | 玄米 | K242004549 |
| 山本 昌信 | ██████████ | 玄米 | K242004550 |
| 牛場 伸吾 | ██████████ | 玄米 | K242004551 |
| 植谷 正宏 | ██████████ | 玄米 | K242004552 |
| 池村 雄一 | ██████████ | 玄米 | K242004553 |
| 杉田 力 | ██████████ | 玄米 | K242004554 |
| 小寺 聡 | ██████████ | 玄米 | K242005555 |
| 岩崎 哲也 | ██████████ | 玄米 | K242005556 |
| 福山 信夫 | ██████████ | 玄米 | K242005557 |
| 日比 裕之 | ██████████ | 玄米 | K242005558 |
| 濱口 祐彦 | ██████████ | 玄米 | K242005559 |
| 磯 正保 | ██████████ | 玄米 | K242008560 |
| 加藤 真吾 | ██████████ | 玄米 | K242009561 |
| 中矢 裕文 | ██████████ | 玄米 | K242009562 |
| 村井 正利 | ██████████ | 玄米 | K242009563 |
| 川尻 哲也 | ██████████ | 玄米 | K242012564 |
| 高山 佳守周 | ██████████ | 玄米 | K242014565 |
| 小河 夏子 | ██████████ | 玄米 | K242014566 |
| 吉田 善光 | ██████████ | 玄米 | K242015567 |

7 登録の更新日

令和 2 年 7 月 20 日

三重県告示第 507 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」といいます。）第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定により公示します。

令和 2 年 7 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 登録年月日及び登録番号
平成 27 年 9 月 1 日 第 62 号
- 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

| 名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 |
|------------|------------|--------------|
| 農事組合法人三重農産 | 代表理事 鈴木 雄道 | 伊賀市高畑 835 番地 |

- 3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（玄米）

- 4 登録の区分

品位等検査

- 5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

- 6 農産物検査を行う農産物検査員

| 氏名 | 住所 | 農産物検査を行う農産物の種類 | 証明書番号 |
|-------|------------|----------------|------------|
| 鈴木 雄大 | ■■■■■■■■■■ | 玄米 | K242012548 |

- 7 登録の更新日

令和 2 年 7 月 20 日

三重県告示第 508 号

鳥獣保護員の受持区域（平成 17 年三重県告示第 286 号）の一部を次のように改正し、令和 2 年 7 月 31 日から施行します。

令和 2 年 7 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p><u>鳥獣保護管理員</u>の受持区域</p> <p><u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>（平成 14 年法律第 88 号）第 78 条の規定により設置する<u>鳥獣保護管理員</u>の受持区域を次のように定め、平成 17 年 4 月 1 日から施行します。</p> <p>受持区域 受 持 区 域</p> <p>番号</p> <p>1～24 （略）</p> <p>25 松阪市のうち <u>飯高町下滝野、飯高町宮前、飯高町野々口、飯高町作滝、飯高町赤桶、飯高町田引、飯高町七日市、飯高町栗野、飯高町富永及び飯高町宮本</u></p> <p>26 松阪市のうち 飯高町森、飯高町猿山、飯高町青田、飯高町乙栗子、飯高町加波、飯高町桑原、飯高町月出、飯高町波瀬、飯高町太良木、飯高町草鹿野、飯高町舟戸、飯高町落方、<u>飯高町蓮、飯高町栃谷及び飯高町木梶</u></p> <p>27～57 （略）</p> <p>備考 （略）</p> | <p><u>鳥獣保護員</u>の受持区域</p> <p><u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>（平成 14 年法律第 88 号）第 78 条の規定により設置する<u>鳥獣保護員</u>の受持区域を次のように定め、平成 17 年 4 月 1 日から施行します。</p> <p>受持区域 受 持 区 域</p> <p>番号</p> <p>1～24 （略）</p> <p>25 松阪市のうち <u>飯高町下瀧野、飯高町宮前、飯高町野々口、飯高町作瀧、飯高町赤桶、飯高町田引、飯高町七日市、飯高町富永及び飯高町宮本</u></p> <p>26 松阪市のうち 飯高町森、飯高町猿山、飯高町青田、<u>飯高町栗野、飯高町乙栗子、飯高町加波、飯高町桑原、飯高町月出、飯高町波瀬、飯高町太良木、飯高町草鹿野、飯高町舟戸、飯高町落方、飯高町栃谷及び飯高町木梶</u></p> <p>27～57 （略）</p> <p>備考 （略）</p> |

三重県告示第 509 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 2 年 7 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
A コープ楠店
四日市市楠町北五味塚字塩役 1465-1 ほか 9 筆
- 2 四日市市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 2 年 7 月 31 日から同年 8 月 31 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 510 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 2 年 7 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール鈴鹿
鈴鹿市庄野羽山 3000 番 3
- 2 鈴鹿市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 2 年 7 月 31 日から同年 8 月 31 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

公 告

次のとおり三重県交通安全研修センターに係る指定管理者を募集します。

令和 2 年 7 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 施設の概要
 - (1) 名称
三重県交通安全研修センター
 - (2) 所在地
三重県津市垂水 2566 番地
 - (3) 規模等
開 設 平成 7 年 5 月
敷地面積（屋外施設） 12,821.63 m²
延床面積（屋内施設） 1,339.00 m²
- 2 指定期間（予定）

令和3年4月1日から令和8年3月31日までとします。

3 指定管理者が行う業務

- (1) 交通安全に関する教育の実施に関する業務
- (2) 交通安全に関する情報・資料の収集及び提供に関する業務
- (3) 施設の維持管理に関する業務
- (4) その他管理運営上必要と認める業務

4 指定管理者の資格に関する事項

法人その他の団体であることその他募集要項に記載した資格要件を満たすこととします。詳細については、募集要項を参照してください。

5 申請の手続等に関する事項

(1) 申請の方法

申請書に事業計画書その他募集要項で指定する書類を添付して提出してください。詳細については、募集要項を参照してください。

(2) 募集要項の配布方法

令和2年7月31日（金）から同年8月13日（木）まで三重県ホームページ（<https://www.pref.mie.lg.jp/SEIKOTU/HP/kotsu/>）において公開しますので、原則ダウンロードにて入手してください。（事務局において紙資料での配布、閲覧は実施しません。）

なお、郵送を希望する場合は、着払いの小包で発送しますので、7の事務局あてに申込みしてください。

(3) 現地説明会

三重県交通安全研修センターで、令和2年8月21日（金）午前10時から行います。詳細については、募集要項を参照してください。

(4) 申請書類の受付

7の場所へ、令和2年9月3日（木）から同月9日（水）までの間に、持参、又は郵送してください。

なお、持参の場合は、休日を除いた午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除きます。）とし、郵送の場合は書留郵便で令和2年9月9日（水）午後5時必着とします。

6 選定及び指定の方法

提出された申請書類を基に三重県交通安全研修センター指定管理者選定委員会で申請者の評価を行い、指定管理者の候補者を選定し、三重県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定します。

7 事務局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地（三重県庁8階）

三重県環境生活部くらし・交通安全課 交通安全班 担当 西塚、溝奥

電話 059-224-2410

ファクシミリ 059-224-3069

電子メール seikotu@pref.mie.lg.jp

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更しましたので、同条第10項において準用する同条第5項の規定に基づき公表します。

令和2年7月31日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県の水産業は、生産量及び生産額ともに全国でも有数の漁獲実績を示しており、また、水産加工業の生産も盛んであることから、特に沿岸域においては中核的な産業となっている。このことから水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
- (2) 本県水域は、点在する天然礁、複雑なりアス式海岸等漁場の立地条件に恵まれ、多種類の魚介類が生息し、我が国固有数の漁場を形成している。

しかしながら、海洋生物資源は、漁業の操業や海況の変化等により変動することから、資源水準の低下や減少は、県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれが

ある。

- (3) このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきている。

さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講じることとする。

- (4) 必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じる等漁獲可能量制度を適切に運用するため、第 1 種特定海洋生物資源の採捕実績及び第 2 種特定海洋生物資源に係る操業実績の的確な把握に努めることとする。
- (5) また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、対象となる海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要である。このため県水産研究所を中心として、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- (6) 第 1 種特定海洋生物資源及び第 2 種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、従来から資源管理型漁業を実践している魚種については引き続き資源管理を推進していくこととする。
- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、資源管理・収入安定対策の活用等により漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- (8) 本県のくろまぐろの保存管理措置を規定する基本計画は別に定める。

2 第 1 種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第 1 種特定海洋生物資源の令和元年（平成 31 年）の管理の対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。

| 第 1 種特定海洋生物資源 | 管理の対象となる期間 | 知事管理量 |
|---------------|---------------------------|-----------|
| さんま | 令和元年 7 月から同年 12 月まで | 若干 |
| まあじ | 平成 31 年 1 月から令和元年 12 月まで | 若干 |
| まいわし | 平成 31 年 1 月から令和元年 12 月まで | 126,000 ト |
| まさば及びごまさば | 令和元年 7 月から令和 2 年 6 月まで | 37,000 ト |
| するめいか | 平成 31 年 4 月から令和 2 年 3 月まで | 若干 |
| くろまぐろ | 平成 31 年 4 月から令和 2 年 3 月まで | (注) |

(注 1) くろまぐろについては、別に定める。

(注 2) 農林水産大臣から留保枠の配分があり、知事管理量に変更された場合は、上表の知事管理量は、変更された量を反映した量に変更する。

第 1 種特定海洋生物資源の令和 2 年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。

| 第 1 種特定海洋生物資源 | 管理の対象となる期間 | 知事管理量 |
|---------------|--------------------------|-----------|
| さんま | 令和 2 年 1 月から同年 12 月まで | 若干 |
| まあじ | 令和 2 年 1 月から同年 12 月まで | 若干 |
| まいわし | 令和 2 年 1 月から同年 12 月まで | 145,000 ト |
| まさば及びごまさば | 令和 2 年 7 月から令和 3 年 6 月まで | 25,000 ト |
| するめいか | 令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月まで | 若干 |
| くろまぐろ | 令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月まで | (注) |

(注 1) くろまぐろについては、別に定める。

(注 2) 農林水産大臣から留保枠の配分があり、知事管理量に変更された場合は、上表の知事管理量は、変更された量を反映した量に変更する。

3 第 1 種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別の数量に関する事項

第 1 種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は以下のとおりとする。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とすることとする。

さらに、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととする。

| 第1種特定海洋生物資源 | 採捕の種類 | 数 量 | |
|-------------|---------|-----------------|-----------|
| | | 令和元年 (平成31年) | 令和2年 |
| さんま | 敷網漁業 | 若干 | 若干 |
| まあじ | 中型まき網漁業 | 若干 | 若干 |
| | 定置漁業 | 若干 | 若干 |
| まいわし | 中型まき網漁業 | 72,000 トン | 82,000 トン |
| | 船びき網漁業 | 51,000 トン | 58,000 トン |
| | 定置漁業 | 若干 | 若干 |
| | 敷網漁業 | 若干 | 若干 |
| まさば及びごまさば | 中型まき網漁業 | 35,000 トン | 23,500 トン |
| | 定置漁業 | 若干 | 若干 |

(注1) くろまぐろについては、別に定める。

(注2) 農林水産大臣から留保枠の配分があり、2で定める知事管理量が変更された場合において、上表のまいわしの中型まき網漁業及び船びき網漁業並びにまさば及びごまさばの中型まき網漁業の数量は、それぞれ次に掲げる数量に変更し、数量を若干とした採捕の種類は、知事管理量の変更後も若干のままとする。

- ・ まいわしの中型まき網漁業 上表のまいわしの中型まき網漁業の数量を2で定めるまいわしの知事管理量で除した値に、変更後の2に定める知事管理量を乗じて得た数量(100未満の端数は切り捨てる。)
- ・ まいわしの船びき網漁業 上表のまいわしの船びき網漁業の数量を2で定めるまいわしの知事管理量で除した値に、変更後の2に定める知事管理量を乗じて得た数量(100未満の端数は切り捨てる。)
- ・ まさば及びごまさばの中型まき網漁業 上表のまさば及びごまさばの中型まき網漁業の数量を2で定めるまさば及びごまさばの知事管理量で除した値に、変更後の2に定める知事管理量を乗じて得た数量(100未満の端数は切り捨てる。)

4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【さんま】

敷網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、三重県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則(平成30年三重県規則第65号)により採捕数量を管理し、定められた数量を超えないよう指導するものとする。

【まあじ】

中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可統数、免許統数等を現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

さらに、小型定置漁業については、漁獲実績の把握に努めるとともに現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【まいわし】

中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

船びき網漁業については、当年の漁獲実績が配分量を超えないよう努める。

定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可統数、免許統数等を現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

さらに、小型定置漁業については、漁獲実績の把握に努めるとともに現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実

績程度となるように努めるものとする。

敷網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【まさば及びごまさば】

中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

また、定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数等を現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【するめいか】

5 トン未満の動力船により釣りによってするめいかを捕ることを目的とする漁業にあつては、現在自由漁業となっているが、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう指導するとともに、漁獲実績の把握に努め、許可制への移行等漁獲努力量の抑制方策について検討する。

【くろまぐる】

別に定める。

5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力量について本県に定められた量に関する事項

第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量（以下「知事管理努力量」という。）並びに管理の対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、以下のとおりである。

| 第2種特定海洋生物資源 | 採捕の種類 | 海 域 | 期 間 | 漁獲努力量 (隻日) |
|-------------|--------------------------------------|-----|------------------------|---------------|
| とらふぐ | 小型機船底びき網漁業 (うちその他の小型機船 底びき網漁業) | 伊勢湾 | 令和2年11月1日から 同月30日まで | 2,031 |

6 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力量について採捕の種類別に定める量に関する事項

第2種特定海洋生物資源の知事管理努力量の管理の対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、以下のとおりとする。

| 第2種特定海洋生物資源 | 採捕の種類 | 海 域 | 期 間 | 漁獲努力量 (隻日) |
|-------------|--------------------------|-----|------------------------|---------------|
| とらふぐ | 小型機船底びき網漁業 (うちまめ板網漁業) | 伊勢湾 | 令和2年11月1日から 同月30日まで | 2,031 |

7 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【とらふぐ】

伊勢湾及び三河湾のとらふぐを含む小型機船底びき網漁業漁獲対象資源の資源回復を図るために、「三重県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を推進することとする。

8 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実強化を更に進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚及び産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐる」についてを次のとおり変更しましたので、同条第10項において準用する同条第5項の規定に基づき公表します。

令和2年7月31日

三重県知事 鈴木 英 敬

変更前

第2 くろまぐるの漁獲可能量について三重県の知事管理量に関する事項

| | | |
|---------------------------------------|---------|-----------------|
| くろまぐる 30 キログラム未満の小型魚 (以下「小型魚」という。) | 34.7 トン | うち 4.5 トンを留保する。 |
| くろまぐる 30 キログラム以上の大型魚 | 26.1 トン | うち 7.9 トンを留保する。 |

| | | |
|---------------|--|--|
| (以下「大型魚」という。) | | |
|---------------|--|--|

(注 1) 知事管理量のうち、留保する量（以下「留保枠」という。）については、くろまぐろの来遊状況に応じて知事が、関係する漁業協同組合の合意のもと第 3 に定める採捕の種類ごとに配分し、上表の留保枠は変更された数量を反映した量に変更する。

(注 2) 農林水産大臣により本県の知事管理量が変更され、増量する場合は、追加分は一旦留保枠に加え、上表の留保枠は変更された数量を反映した量に変更する。

(注 3) 我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能性を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、本県の小型魚又は大型魚の知事管理量は、公表時点における本県の小型魚又は大型魚の採捕の数量と同等に変更されることとなる。

第 4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

2 知事管理量を遵守するための管理措置について

本県は、知事管理量を遵守するため、1 の (3) 以外の常時から、小型魚については漁業種類ごとに 1 隻 (1 か統) 当たりの 1 日の漁獲上限、漁期間中の漁獲上限等の必要な措置を別途定めることとする。

変更後

第 2 くろまぐろの漁獲可能性について三重県の知事管理量に関する事項

| | | |
|---------------------------------------|---------|------------------|
| くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚 (以下「小型魚」という。) | 45.8 トン | うち 15.6 トンを留保する。 |
| くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚 (以下「大型魚」という。) | 39.6 トン | うち 21.4 トンを留保する。 |

(注 1) 知事管理量のうち、留保する量（以下「留保枠」という。）については、くろまぐろの来遊状況に応じて知事が、関係する漁業協同組合の合意のもと第 3 に定める採捕の種類ごとに配分し、上表の留保枠は変更された数量を反映した量に変更する。

(注 2) 農林水産大臣により本県の知事管理量が変更され、増量する場合は、追加分は一旦留保枠に加え、上表の留保枠は変更された数量を反映した量に変更する。

(注 3) 我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能性を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、本県の小型魚又は大型魚の知事管理量は、公表時点における本県の小型魚又は大型魚の採捕の数量と同等に変更されることとなる。

第 4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

2 知事管理量を遵守するための管理措置について

本県は、知事管理量を遵守するため、小型魚については漁業種類ごとに 1 隻 (1 か統) 当たりの 1 日の漁獲上限、漁期間中の漁獲上限等の必要な措置を別途定めることとする。

採石法 (昭和 25 年法律第 291 号) 第 32 条の 13 第 1 項の規定により、第 49 回採石業務管理者試験を次のとおり実施します。

令和 2 年 7 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 試験期日

令和 2 年 10 月 9 日 (金) 午前 10 時から正午まで

2 試験場所

津市栄町 1 丁目 891 番地
三重県勤労者福祉会館 6 階講堂

3 受験願書の受付期間

令和 2 年 8 月 14 日から同年 9 月 4 日まで (三重県の休日を定める条例 (平成元年三重県条例第 2 号) 第 1 条に規定する休日を除きます。)

4 受験願書の請求先

各建設事務所総務・管理 (・建築) 室管理課又は三重県ホームページより入手

5 その他

この試験についての受験手続、試験の方法等の詳細については、受験願書の請求先で交付又は掲載する試験実施要綱を参照してください。

砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 15 条第 1 項の規定により、令和 2 年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施します。

令和 2 年 7 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 試験期日
令和 2 年 11 月 13 日（金）午前 10 時から正午まで
- 2 試験場所
津市広明町 13 番地
三重県庁 講堂
- 3 受験願書の受付期間
令和 2 年 9 月 11 日から同年 10 月 2 日まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第 2 号）第 1 条に規定する休日を除きます。）
- 4 受験願書の請求先
各建設事務所総務・管理（・建築）室管理課又は三重県ホームページより入手
- 5 その他
この試験についての受験手続、試験の方法等の詳細については、受験願書の請求先で交付又は掲載する試験実施要綱を参照してください。

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、菟野町から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 2 年 7 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
四日市都市計画特別用途地区（特別工業地区）
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、菟野町から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 2 年 7 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
四日市都市計画用途地域（菟野インターチェンジ周辺地区）
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
